

## 従軍看護婦派遣への道程に関する研究ノート (4)

### — 第二次世界大戦とその後 —

川口 啓子

Study Notes on the Progress of Sending Military Nurses (4)

— During the Second World War and After —

Keiko Kawaguchi

#### 要約

日本赤十字社は、第一次世界大戦直後から次の戦時準備を行った。1922 (大正11) 年「戦時救護規則」、「救護員任用規則」、「救護員召集規則」を改正し、第二次世界大戦には、かつてない規模の従軍看護婦の養成、派遣が可能となった。日中戦争、太平洋戦争と事態が進むにつれて、日赤以外からも従軍看護婦を募り養成し、あるいは短期間の速成看護婦も従軍させることになった。結果は、大きな犠牲を生むこととなった。

戦争終結後も、彼女らには安住はなかった。中国大陸の従軍看護婦は、逃避行、捕虜生活の末、なかなか帰国できなかった。内地では、朝鮮戦争勃発と同時に再び従軍看護婦が召集された。日本国憲法に違反するこの行為は、当時も今も、ほとんど国民には知らされていない。そして、従軍看護婦のその後の生活には、なんらの戦後補償もなかったのである。

キーワード：戦時救護規則 海外戦地 派遣者数 死亡者数 戦後 日赤社員

2006年8月28日受理 (理論)

#### はじめに

日本赤十字社は、第二次世界大戦において過去を圧倒する規模で従軍看護婦を戦地に派遣した。そして、国内外を問わず戦争に巻き込まれ、多くの犠牲者を出した。海外戦地へと向かった従軍看護婦は、そのまま異国の地で亡くなったものも多い。亡くならずとも、予想もしない人生を歩むこととなった。当時、従軍看護婦は10代後半の者が多かった。現在 (2006年)、その多くが80歳代である。彼女らの従軍体験は、貴重な歴史的証言として多く報告されているが、どれほど語っても語り尽くせないに違いない。そして、彼女たちの背後には様々な社会の仕組みがあり、その従軍を支えていた。

そこで、本稿では第二次世界大戦における従軍看護婦の海外戦地派遣へ至る道程とその結果を追ってみた。もちろん、全体像を語りつくすことは不可能で、

今回も日本赤十字社の公式記録である『日本赤十字社史稿』(主として自明治四十一年至大正十一年『日本赤十字社史續稿・下』)を読み取りながら、その一端を紹介するとともに、従軍看護婦の戦後にも若干ながら言及したい。

#### 1. 第二次世界大戦への準備

##### (1) 1922 (大正11) 年「戦時救護規則」改正とその理由

西南戦争以来、日赤救護員の活動はその都度評価されてきた。なかでも、女性である日赤救護看護婦は、周囲の期待以上の実績を残し、従軍看護婦として戦時派遣を定着させていった。

従軍看護婦派遣の根拠となる規則は、1903 (明治36) 年制定1908 (明治41) 年改正の「戦時救護規則」である。この規則は、第一次世界大戦の実績が評価された後、1922年5月開催の第30回社員総会<sup>1</sup>において

1 日本赤十字社の最高意思決定機関。

再び改正された。それに伴って「日本赤十字社救護員任用規則」（以下、「救護員任用規則」）、「日本赤十字社救護員召集規則」（以下、「救護員召集規則」）などが改正されている。これらについては、『社史續稿・下』の第四編「救護ニ關スル事項」、第一章「戦時救護計畫及準備」第一「戦時救護計畫」其三「大正十一年戦時救護規則改正」<sup>2</sup>、第二「救護準備ノ方法」其二「救護員ノ準備」其三「救護員養成」<sup>3</sup>、其七「救護員任用」<sup>4</sup>其八「救護員召集」<sup>5</sup>から知ることができる。

さて、今回の「戦時救護規則」改正の中で最も注目すべきは、救護班組織編成の多数を救護看護婦の班で構成したことであった。

「第十三條 救護班ハ陸軍ニ對シテ百七十七箇（看護婦組織百六十七箇看護人組織十箇）海軍ニ對シテハ十二箇（看護婦組織）トス」<sup>6</sup>

この改正は、「改正規則中重要ナルモノノトス」<sup>7</sup>と説明されている。それによると、これまで陸軍の救護班組織167班のうち看護婦組織128班、看護人組織39班だったものを、今回の改正では看護婦組織だけで167班とし、看護人組織を10班に減らして、全体で救護班組織177班にしている。女性の割合を非常に高くしたのである。

この背景には、第一次世界大戦での従軍看護婦たちの活躍によって戦地救護のおおかたは女性救護員で可能という結論を導き出したことがあげられる。『社史續稿・下』は、看護婦組織の海外派遣をふりかえって、次のように述べている。

「看護婦組織救護班ハ遠ク英、佛、露三國ニ簡派シ又青島及東部西伯利ニ於テモ戦時救護事業ニ従事セシメシカ其ノ克ク困苦缺乏ニ堪ヘ海外特別ノ勤務ニ服スル可能性ヲ有シ將來戦地ノ狀況ニ依リテハ兵站管区内ニ派遣スルモ敢テ顧慮スルノ必要ナキコトヲ認識セシメタリ且本社カ時運ノ趨勢ニ應シ平時事業ノ擴張ヲ企圖スルニ當リ看護婦ノ準備ハ倍々多カラントコトヲ必要トシ他ノ一方ニ在リテハ看護人生徒志願者ノ逐年減

少シテ現在ノ準備程度ヲ支持スルニモ困難ナルノ狀況ニ想到シテ寧ろ看護人組織救護班ヲ整理シ看護婦組織救護班ノ準備ヲ増加スルコトヲ以テ時宜ニ適スルノ得策ト爲シタリ」<sup>8</sup>

こうして、女性が従軍看護婦として海外戦地へ向かうハードルはほとんどなくなった。彼女たちの力量の高さが、皮肉なことに、まだ予兆のなかった第二次世界大戦への参加の道を実にさせたのだった。

## (2) 「救護員任用規則」の整備

この規則は、1903（明治36）年に定められた「救護員採用規則」（いくつかの改正変遷の後、廃止）から1911（明治44）年「救護員任用規則」として成立したものに、さらに不要條項の削除などを行って全面改正された<sup>9</sup>。

この規則には、救護員としての任用資格、応召義務、任用職種及びその資格などが記されている他、応召の義務年限（誓約年限）が記されている。

「第十五條 在職年限ヲ誓約セシメテ任用スル救護員及其ノ年限左ノ如シ

救護醫員	五箇年
救護看護婦長、救護看護婦	十二箇年
救護看護人長、救護看護人	十箇年

（中略）在職年限ハ任用ノ月ヲ以テ起算シ其ノ満期ハ終月ノ末日トス」<sup>10</sup>

日赤救護員、つまり従軍看護婦の確保が可能であったのは、この誓約年数によるところが大きい。換言すれば、日赤看護学校を卒業した看護婦は、卒後12年間はどこでどう暮らしていようと、日赤からの召集があれば応じなければならないのである（応召義務）。

尚、1908（明治41）年から1922（大正11）年までの15年間の任用職別人員表は、表1の通りである。女性の任用は、看護婦長、看護婦合わせて、1907（明治40）年にすでに70%を超えていたが、1922（大正11）

2 『社史續稿・下』 p.14

3 『社史續稿・下』 p.61

4 『社史續稿・下』 p.114

5 『社史續稿・下』 p.126

6 『社史續稿・下』 p.19

7 『社史續稿・下』 p.19

8 『社史續稿・下』 p.15

9 『社史續稿・下』 p.114

10 『社史續稿・下』 p.119。他、亀山美知子『近代日本看護史 I 日本赤十字社と看護』 p.253参照。

表1 救護員任用職別人員表

	医師	調剤	書記	看護婦長	看護人長	看護婦	看護人	救護員 総数	看護婦及び 看護婦長比率
明治40年末	237	141	84	260	89	2323	547	3681	70.17%
15年間増員	336	8	5	285	49	3797	784	5264	77.54%
小計	573	149	89	545	138	6120	1358	8756	76.11%
減員※	271	85	40	211	99	1855	737	3298	62.64%
大正11年末	302	64	49	334	39	4265	621	5674	81.05%

※減員は、解約、死亡など

「十五年間救護員任用職別人員表」より作成。『社史續稿・下』p.122-125

年までの増員で徐々に女性割合を増やし、80%を超えるまでになっている。したがって、女性であることを理由に派遣先や派遣内容に配慮をする客観的な余地はほとんどなかったと言って良い。

### (3) 「救護員召集規則」の整備

先述の任用が機能するためには、常にどのような場合においても召集をかけることが可能でなければならなかった。それをさだめたものが「救護員召集規則」である。1903（明治36）年に制定され、1921（大正10）年に全面改定を行っている。理由は、次の通りである。

「本社カ救護員ヲ任用スルハ戦時ト平時トヲ間ハス救護事業ノ実施ニ際シテ其ノ業務ニ従事スル人員ノ充當ニ支障ナカラシメンカ爲ノ準備ナリ而シテ救護事業ノ実施ハ概ネ急遽ニ其ノ必要ヲ生スルモノナレハ豫メ本社ト救護員トノ間ニ有事ノ際ニ於ケル呼應ノ手續ヲ定メテ支吾ナカラコトヲ期シ又平時ニ在リテ救護員ノ健康及生活ノ状況等ヲ詳知シ或ハ其ノ學術ノ退歩ヲ禦ギ若ハ本社ノ要望ヲ諭告スル爲ニ隨時相見ルノ機会アラシムルハ救護員ノ準備上最緊要ノ事ト爲ス」<sup>11</sup>

つまり、任用しようと思えば、先の義務年限にある者の居住地が明らかでなければならず、召集した場合に即戦力として役立たねばならず、救護員としての認識や自覚も維持せねばならない。したがって、定期的に一定の方法で召集を行うことが、常に必要だったのである。

この規則では、召集は二種類、戦時召集と平時召集

がある。戦時召集は、戦時、事変の際の救護団体要員、つまり救護員（従軍看護婦）としての要員であり、平時召集は、①救護召集（災害時など平時救護規則に依る）、②演習召集（救護団体の演習で必要に応じて行われる）、③講習召集（新任救護員のための救護勤務講習）、④点呼召集（点検や伝達など3年に1回行われる）の4種類となっている。

戦時救護員の召集は、召集状を用いて特使、郵便または電報で行われ、本人不在の場合は家族が受けとり、受領証によって応否を返答しなければならない。応否を返答するとは言え、特段の事情が証明できない限り、応召しなければならない規則になっている。

「第八條 救護員召集ヲ受ケタルトキハ指定ノ日時ニ到着スヘシ若ハ傷痍疾病其他ノ事故ノ爲應スルコト能ハサルトキハ傷痍疾病ニ在リテハ醫師ノ診断書其他ノ事故ニ在リテハ事實ヲ證明スヘキ書類ヲ添ヘ速ニ其ノ旨届出ツヘシ  
前項ノ傷痍疾病治癒シ又ハ事故止ミタルトキハ速ニ其ノ旨届出ツヘシ

第九條 應召員傷痍疾病其ノ他ノ事故ノ爲召集到著ノ期日ニ後レタルトキハ其ノ始末書ヲ差出スヘシ但シ場合ニ依リ口頭ヲ以テ其ノ始末ヲ申告スルコトヲ得前項ノ場合ニ於テ必要ト認メタルトキハ醫師ノ診断書又ハ事實ヲ證明スヘキ書類ヲ徴スルコトアルヘシ」<sup>12</sup>

召集は日赤都道府県支部単位で行われる。関係者の証言や手記などによると、召集が困難な状況にあるケース、例えば病気の家族や乳幼児のいる家庭などは、支部の担当者の裁量によって召集しない（召集からはずす）こともあったようである。その一方、社会的

11 『社史續稿・下』 p.126

12 『社史續稿・下』 pp.128-129

には名誉な召集も、第一次世界大戦後から大正時代後半、とりわけ大正デモクラシーと言われる時代を前後して、徐々に応召率が低下し、70%台になっていった<sup>13</sup>。日赤はこの事態を重く受け止め、精神教育の強化<sup>14</sup>、関係組織（『同方会』）の設立などにより、徐々に応召率の快復に務めたと言う<sup>15</sup>。

以上の「戦時救護規則」の改正とそれに伴う「救護員任用規則」、「救護員召集規則」は、満州事変勃発から遡ること9年前ではあるが、第二次世界大戦敗戦までの従軍看護婦召集に関わる規則の土台となった。

「『日本赤十字社戦時救護規則』は…第一次世界大戦による経験に基づいて大正一一年五月大改正が行われた。大正一二年から昭和一〇年に至る十数年間は、専らこの大正一一年の改正規定に基づいて準備の万全に力を傾注し、その完成に努めたのである」<sup>16</sup>

以後、若干の改正はあったものの、日赤として何時でも従軍看護婦を集めることが可能だったのは、これらの規則がその根拠となっていたからである。

## 2. 第二次世界大戦と従軍看護婦

### (1) 従軍看護婦の種類

従軍看護婦というのは、日赤にとっては正式名称ではない。日赤の側から言えば、日赤救護看護婦である。筆者は、日赤救護看護婦についても敢えて従軍看護婦という呼称を使用しているが、正確に言えば、日赤以外の看護婦も含む、下記4種類の従軍看護婦がある。日赤救護看護婦が多数を占めることから、一般書でも、当事者らによっても、ほぼ同義語「日赤救護看護婦＝従軍看護婦」として使用されることが多い。事実、元

日赤救護看護婦たちも自ら元従軍看護婦と名乗り、「従軍看護婦の会」<sup>17</sup>も結成されている。

#### ① 日本赤十字社甲種救護看護婦

高等女学校を卒業して日赤の養成所で三年間の課程を修めた者。卒業後に応召義務があり、日赤都道府県支部に召集されて、従軍する。従軍看護婦階層のトップに位置する<sup>18</sup>。

#### ② 日本赤十字社乙種救護看護婦

尋常高等小学校卒業後、日赤の養成所で二年間の課程を修めた者。卒業後に応召義務があり、日赤都道府県支部に召集されて、従軍する。学歴、養成期間とも甲種救護看護婦より短い。

#### ③ 日本赤十字社臨時救護看護婦

日赤の看護婦養成所に限らず、既に有資格者として働いている看護婦や退職看護婦を日赤が募集し、日赤支部病院や陸軍病院で戦時救護訓練を修めた者。卒業後に応召義務があり、日赤都道府県支部に召集されて、従軍する。既に現場経験もあり技能のすぐれた看護婦も多かったが、日赤での救護訓練においては目下に見られ肩身の狭い思いをしていたと言う<sup>19</sup>。

#### ④ 陸軍看護婦、海軍看護婦

既に陸軍病院や海軍病院で通常の勤務にあたっていた看護婦及び退職看護婦らを陸軍や海軍が従軍看護婦として募集した者。陸海軍からの召集に対する応召ではなく、志願したものを陸海軍が雇用するという関係である<sup>20</sup>。

この他、第二次大戦末期になると、国内でも教育期間を短縮した速成看護婦が従軍に加わり、沖縄ではひめゆり部隊<sup>21</sup>が結成され、満州でも現地の女子学生

13 『近代日本看護史 I 日本赤十字社と看護』 p.200

14 ここで言う精神教育の強化とは、「報國慈愛ノ赤心」や「報國恤兵の義務」など、当時の国体護持の思想である。本来の赤十字原則からイメージされる博愛、人道の思想とは異なる。「報國慈愛ノ赤心」の「赤」とは赤十字の「赤」ではなく、天皇を頂点とする国家体制への忠誠心を表している。日赤も、近代国家日本の確立をめざしてヨーロッパから人道思想を学んだのではあるが、創設期のころに「報國慈愛ノ赤心」と入れ替わった。日赤の前身である博愛社の「博愛社規則（81カ條）」にも、人道思想は登場しない。

川口啓子「博愛社の組織的特徴に関する歴史的解析」『日本医療経済学会会報』（第20巻第1号／通巻63号 pp.44-69）2001年7月を参照。

15 『近代日本看護史 I 日本赤十字社と看護』 p.199

16 『社史稿』第4巻 p.240。第4巻から新仮名遣いになった。

17 1979(昭和54)年結成、2000(平成12)年解散。

「従軍看護婦の会」発足は、従軍看護婦の戦後補償が全くなかったことから、兵と同様の恩給法適用を求めて1979年に結成された。この点については本稿(3-(3)従軍看護婦の戦後補償)参照。

18 筆者が1999年に取材した肥後喜久恵(元日赤長野支部)は甲種救護看護婦であった。後述する陸軍特別看護婦養成にも携わっている。

19 筆者が1999年に取材した津村ナミエ(元日赤香川支部)から直接聞いた話である。津村は、後述する「従軍看護婦の会」で埼玉県支部長を務めるなどの活動をしている。

20 筆者は2000年に陸軍看護婦出身の平尾まさを(大分県在住)に取材している。彼女は「日赤の看護婦さんたちの方が大変だったよね。私らは行きたくなかったら断れたしね」とも話していた。

21 太平洋戦争末期の1945(昭和20)年、沖縄県立第一高等女学校・沖縄師範学校女子部の生徒と職員とで組織された学徒看護隊の通称。アメリカ軍との沖縄戦の際、日本軍からの要請で従軍看護要員として動員された。ひめゆりとは、両校の校章が白ゆりで、第一高等女学校の校友雑誌が「おとひめ」であったことから戦後につけられた名称。ひめゆり学徒隊。《大辞林、大辞泉》

(15,6歳)が陸軍特別看護婦<sup>22</sup>として速成され、従軍看護婦となって親元を離れていった。従軍看護婦とは、多少とも教育を受け「お国のために役に立ちたい」と思う少女たちの社会的受け皿でもあったのである。

## (2) 派遣者数と死亡者数

戦地に行った看護婦たちには、既に「戦地ノ状況ニ依リテハ兵站管区内ニ派遣スルモ敢テ顧慮スルノ必要ナキコトヲ認識」<sup>23</sup>されていたため、当然ながら命にかかわる危険な事態に巻き込まれることとなった。

表2は、日赤救護員及び日赤従軍看護婦の派遣者数及び死亡者数である。その数は年を追うごとに多くなり、死亡者の半数が、敗戦の年、1945年に集中している。終戦以後に亡くなった者も多いと思われる。

終戦前後の混乱期をはさみ、統計がどこまで正確だったか、あるいは統計の取り方にも違いがあるのであろうが、派遣者数、死亡者数などが資料によって異なる場合が多い。表2は、『社史稿』第五巻を中心に、1945年までの年次別死亡者数を挙げてみた。1947(昭和22)年まで続いた外地引き上げ業務など、その後の調査において、医師・薬剤師等も含む日赤救護員だけで1,187人の死亡が確認されている(合計数では、

表2の最下段の数となる)。

敗戦後、外地での病死者、自決者、殺された者、餓死した者、行方不明者などを加えると、さらに多くの犠牲者がいたと考えられる。だが、その全体像は未だ不明と言って良い。なぜなら、誰が亡くなったかの訴えをする遺族すらいない場合もあれば、従軍看護婦の派遣先や人数は軍の機密事項だったため把握しようのない場合も多い。

また、亡くならずとも病気になり、あるいは死よりも悲惨な目に会いながら生き延びたものも、悲惨さの度合いは敗戦が近づくにつれて増していき、敗戦後の逃避行は最も過酷であったに違いない。敗戦国国民として外地に残留した従軍看護婦らは、内地からの正確な情報にも遅れ、帰国する術もなかった。そのような彼女らの実態は数字だけでは把握しようがなく、当事者の手記や証言に委ねたい。

## 3. 戦後の従軍看護婦

戦後の従軍看護婦について、ここでは3点に絞って述べる。

一つは、終戦時に中国に残っていた従軍看護婦で

表2 日赤派遣救護員数と死亡者数

西暦	事由	派遣救護員数(人)	左記の内、看護婦長看護婦(人)	救護員死亡者数(人)	救護員死亡割合年次別※1	看護婦死亡者数(人)	看護婦死亡割合年次別※2
1937	日中戦争	6,085	5,781	5	0.6%	4	0.5%
1938		200	190	20	2.5%	18	2.3%
1939	華南作戦開始	1,455	1,382	30	3.7%	27	3.6%
1940		1,683	1,599	36	4.5%	32	4.2%
1941	太平洋戦争	10,225	9,714	35	4.4%	33	4.2%
1942		1,446	1,379	58	7.2%	58	7.6%
1943		3,251	3,088	78	9.7%	72	9.5%
1944		4,639	4,407	128	15.9%	128	16.9%
1945	敗戦	4,172	3,963	413	51.4%	385	50.8%
	合計	33,156	31,450	803		757	
その後の調査による合計				1,187 <sup>※3</sup>		1,120	

※1 救護員死亡者数803=100%として、各年次の死亡者割合を算出。

※2 看護婦死亡者数757=100%として、各年次の死亡者割合を算出。

※3 救護看護婦以外に医師8、薬剤師1、書記38、使丁20名が死亡。

日本赤十字社編『日本赤十字社社史稿』第5巻p.179,pp.203-212  
元日赤従軍看護婦の会編『日本赤十字従軍看護婦 戦場に捧げた青春』前書きより

22 1944年5月、関東軍の立案による陸軍特別看護婦制度。高等女学校の最上級生(4年生)を対象に、応募者に対して看護教育を行った。最短では4ヶ月の教育期間で従軍している。  
先述(注18)の肥後喜久恵は、満州へ従軍し陸軍特別救護看護婦養成所の教師もしていた。

富永孝子『大連・空白の六百日-戦後そこで何が起きたか』にも陸軍特別救護看護婦の敗戦後の様子が書かれている。pp.122 - 151

23 『社史稿・下』p.15

ある。従軍看護婦の派遣先は、内地の陸海軍病院はもとより、海外では、中国、南方それぞれの部隊、現地陸軍予備病院、兵站病院、野戦病院などが勤務先となり、傷病兵の輸送を行う病院船にも多数派遣されているが<sup>24</sup>、筆者の研究過程で接点が多かった中国大陸の従軍看護婦について述べる。二つ目は、戦後になって日本国内で発行された召集令状（赤紙）についてである。日赤は、看護婦を朝鮮戦争に従軍させた。三つ目は、従軍看護婦の戦後補償である。兵には恩給法による戦後補償があるのに、彼女らには何もなかったのである。

### (1) 中国大陸の従軍看護婦

中国大陸に派遣されていた従軍看護婦たちは、第二次世界大戦終結とともに、どうなったのであろうか。

日赤の元従軍看護婦たちによる証言集『日本赤十字従軍看護婦 戦場に捧げた青春』<sup>25</sup>や、刊行されている手記や証言によると、敗戦後の逃避行、長年にわたる捕虜生活、なかなか帰国できない日々が記されている。共通することは、当時の中国が社会主義革命前夜であり、内戦状態にあったことに伴う事柄が多い。敗戦国従軍看護婦としての逃避行に始まり、今日の台湾建国につながる国民党軍<sup>26</sup>か中華人民共和国建国につながる八路軍<sup>27</sup>か、どちらかの捕虜生活が続く。手記は、当時の勢力を反映してか、八路軍の捕虜となった記録が多いように思われる。彼女たちは、八路軍の捕虜となって再び従軍の任につき、新生中国の成立を経て、ようやく帰国の途につく。

筆者が取材した肥後喜久恵や津村ナミエ<sup>28</sup>によると、八路軍での捕虜生活は質素ながらも「国際友人」<sup>29</sup>としての待遇を受け、看護婦として認められ、看護婦として働くことができたというものであった。但し、

当時の世界的な社会主義革命へのうねりのなかで、中華人民共和国成立（1949年10月）までの内戦、その後の朝鮮民主主義人民共和国成立をめざした朝鮮戦争（1950年6月）への参加（主に後方病院）を余儀なくされている。そのため、八路軍での待遇は悪くなかったものの、彼女らの帰国願望はなかなか叶えられなかった。結果、最も遅い帰国は終戦から13年後の1958（昭和33）年まで待たなければならなかった。彼女らの中には捕虜でありながらも、こうした長年の生活を通して現地で結婚し家族を持つものもいた。

ところで、八路軍の捕虜となった彼女たちは、捕虜生活の間に社会主義革命思想の教育を受けている。マルクス・レーニン主義思想、そして毛沢東思想である。それに影響を受け、中国に残留することを決めたもの、共産主義革命家に転身したものもいる。そうまでならずとも、帰国後、日本国内で医療民主化闘争や労働組合運動などに身を投じた看護婦、医療従事者も多い。もちろん、八路軍での学習が嫌でたまらなかったというものも多くいたのだが<sup>30</sup>…。

帰国直後、彼女らは公安に見張られることが多かった。思想調査である<sup>31</sup>。国会でもこの問題は取り上げられている<sup>32</sup>。アメリカ及び日本政府は、中国からの帰国者によって日本で社会主義革命が起こることを何としても防ぎたかったのである。筆者が取材した肥後喜久恵も津村ナミエも、公安によって調査されているが、社会主義革命の勉強など何もしていないと、公安を突っぱねている。

また、帰国までの期間が長かったことから、世間一般では、中国で悪事を働いていたのではないかと、ロシア人相手の売春をしていたのではないかなど、不名誉な憶測にも悩まされなければならなかった。

いずれにせよ、終戦は決してもとの生活を取り戻す

24 派遣先一覧は『社史稿』第5巻 pp.150-178

25 元日赤従軍看護婦の会が編集。1985（昭和60）年に第一巻、1988（昭和63）年に第二巻が刊行されているが、一般の流通経路にはのっていない。本書の刊行には日赤本社も協力し、発行所「日本赤十字救護課元日赤従軍看護婦の会」と記されているが、本社は従軍看護婦の史実について積極的であるとは言い難い（本稿（3. - (3) 従軍看護婦の戦後補償）参照）。

26 国民党軍とは、1919年、孫文が中華革命党を改組改称して組織した中国の政党。三民主義を綱領とした。孫文没後、蒋介石が一党独裁の国民政府を南京に樹立したが、第二次大戦後、中国共産党との内戦に敗れ、1949年、台湾に逃れた。《大辞林、大辞泉》

27 八路軍とは、中国国民革命軍第八路軍の略。抗日戦争中、華北で活動した中国共産党の軍隊。抗日戦の主力。1937年8月の第二次国共合作による抗日統一戦線によって編制され、抗日戦の主力となった。日中戦争後、新四軍と合体し人民解放軍と改称。《大辞林、大辞泉》

28 肥後喜久恵（1924年長野県出身）、津村ナミエ（1922年長野県出身）とも元日赤従軍看護婦である。筆者は1999年にインタビューを行って以来、当該研究への協力をいただいている。

29 八路軍の人々は、権力者の行いと日本人民とを区別し、捕虜となった日本人を同胞という意味合いを込めて国際友人と呼んだ。

30 尚、日本人捕虜は看護婦だけではなく、医師、薬剤師などの医療従事者、機械設備等の技術者も多かった。

31 『日本赤十字従軍看護婦 戦場に捧げた青春』他、刊行されている手記でも読むことができる。筆者が取材した肥後喜久恵も同様で、当初は「中国語を覚えるとアカになる」と思っていたほどである。これらのことから、日本の反共教育がどれほど徹底的だったか、伺い知ることができる。

32 中国やシベリアからの引き揚げ者が、共産主義の思想・運動・政党に関係しているかどうかを調査した。

33 筆者の手許にある国会議事録によると、「第007回国会海外同胞引上に関する特別委員会第12号」1950年3月31日及び「第009回国会在外同胞引上問題に関する特別委員会第3号」1950年11月30日の記録があり、中国からの引き揚げ者と中国共産党との関係や八路軍での学習会の内容について、また日本共産党の中国での活動について委員会委員と参考人とのやりとりがなされている。

ことにはつながらなかった。それぞれの経験は、その後の生きる力に変えていくしかなかったのである<sup>33</sup>。

## (2) 朝鮮戦争と従軍看護婦

ようやく終戦直後の混乱が収まり始めた1950（昭和25）年6月、朝鮮戦争が勃発した。同年12月、こともあろうに、九州地方を中心として日赤出身看護婦に召集令状（赤紙）が出されたのである。敗戦と同時にGHQの命令で応召義務は廃止され、すでに国民の自由と人権を保障し戦争への不参加を謳う日本国憲法が存在したにもかかわらず、「赤紙に『12月10日午後1時支部に出頭せよ』と書かれ、別紙には『連合軍総司令部に基づき、本社の指示により、召集状によって応召せしむることになりました。すみやかに準備するとともに、礼状の受領証返送相成りたし』とあった」<sup>34</sup>。

看護婦派遣はGHQからの要請であった。この召集が違法であると認識した嬉野国立病院外科医長（当時）の柄沢正一は、「きっぱり断った。『GHQの命令だからどうにもならない』という日赤主事と激論したが、ラチがあかない。主事は支部長の鍋島直紹知事にうかがいを立て許可をもらってきた」。院長（当時）の古屋野宏平は厚生省九州医務出張所に確かめ、「『赤紙は日赤の独断らしい』と報告した」。こうして、関係者の努力によって召集に応じなかった者もいたが、戦前の価値観が残っていた当時のこと、「“名誉の応召”と全校生徒の前で壮行式」を行われた小柳正子は、「校長や日赤への義理もあり、断り切れなかった」と話している。こうして16人が召集に応じたのであった<sup>35</sup>。

「当時私は福岡県の国立病院で働いていました。昭和二五年の一二月八日、真夜中の看護婦宿舎に鳴り響いた非常ベルにとび起きました。『次に名前を呼ぶものは集合しなさい』という放送が流れ、私の名も呼ばれました。…国立病院にいた看護婦二百数十人中、日赤出身の看護婦だけが呼ばれたのです。事務長から『佐賀日赤から要請があった。佐賀県出身の君たちに召集令状がきている』と赤紙を渡されました。赤い紙に、

ハッキリと『召集礼状』と書いてありました。『朝鮮へ送られるのか』と直感しました」<sup>36</sup>。

「日赤は朝鮮戦争が始まった五〇年、福岡市東区の米軍博多キャンプに設営された『第一四一國連軍病院』（野戦病院）に看護婦を派遣した。九州の各県支部を動員し、国立病院に勤めていた現役を中心に集めた。…若い看護婦たちに、詳しい行き先は知らされていなかった。…佐賀県白石町の自宅から召集された土井シズエ（73）は『このまま朝鮮につれていかれるのではないか』と思った。キャンプ内の飛行場に朝鮮半島帰りの輸送機が飛来し、傷病兵が担ぎ込まれる。外科病棟の米兵はめまぐるしく入れ替わった。医師は米国人。看護婦は日米混在だが、米国人が指揮をとった。…『早く帰りたい』と前任の病院に訴える看護婦が多く、大半は翌年一月までに召集を解除された」<sup>37</sup>。

「十一人の看護婦は翌年一月三十日までに召集を解除され、職場に復帰した。その年三月三十日、日赤本部からこんな通達があった。『国連軍病院内の給与、服务内容など機密事項については今後も絶対に口外しないよう注意されたい』応召看護婦たちの中にはいまでもこの通達におびえている人がいる。『あのときは占領軍命令で仕方なかったが、時日が切迫していたための窮余の一策だった。もうあんなことはない。ジュネーブの国際赤十字からの要請ならまだしも、国連軍や米軍からの要求で日赤看護婦を送り出すことはありえない。まして、戦争している一方の軍のためなど、考えられないこと』と日赤佐賀支部の事業課長、中山要三はいっているのだが…」<sup>38</sup>。

「一九五〇年当時の戦争に日赤看護婦を動員する法的強制力はなかったはずですが、…後年、本社幹部が参議院でこの違法性を認めています。この朝鮮戦争への看護婦の召集は『機密事項』とされ、克明な記録は残されておらず、全国的な医療従事者の召集の有無についてはあきらかではありません」<sup>39</sup>。

33 肥後喜久恵や津村ナミエは、八路軍で「社会科学を学んだ」という。当時のもっとも進んだ社会科学とは科学的社会主義の理論であり、社会の発展法則であった。「社会科学を学んだ」という彼女らの言葉には、思想上の左右や革命などを云々する以上の内実を持つ。学びながらこそ人間として生きることになる、その本質を言い当てているように思える。

34 南条薫著『日本の看護婦—その実態とビジョン—』三一書房、1970年5月30日、p.22。

35 柳本見一著『激動の二十年 佐賀県の戦後史』毎日新聞西部本社、1965年8月15日、pp.196-199

36 『民医連新聞』2002年5月21日号（全日本民主医療機関連合会発行）、朝鮮戦争に召集された牧子智恵子氏の証言より。

37 『朝日新聞』1997年9月10日号より。

38 柳本見一著『激動の二十年 佐賀県の戦後史』毎日新聞西部本社、1965年8月15日、p.199

39 『民医連新聞』2002年5月21日号（全日本民主医療機関連合会発行）、編集部注書きより。

一説には、朝鮮に渡って亡くなったものや行方不明になったままの看護婦がいるとも言われ、未だ全体像が明らかになっていない<sup>40</sup>。

### (3) 従軍看護婦の戦後補償

兵と同じく、あるいはそれ以上に戦争に翻弄されてきた従軍看護婦たちは、国からも日赤からもその戦後補償は何もなかった。徴兵による兵と志願による看護婦との違いなどを理由に、兵の戦後補償である恩給法も、彼女らには適用されなかった。そのような事情を背景に、1975年から始まる国際婦人年とともに元日赤従軍看護婦らが活動を開始した。この活動は、1979年12月8日、「元日赤従軍看護婦の会」結成へとつながり、後に元陸海軍従軍看護婦も会を結成、合流して「従軍看護婦の会」となった。彼女らの活動には党派を超えた協力があり、政府は従軍に対する慰労給付金を支給するとともに、書状を送ることとなった。

「従軍看護婦の会」の詳細は、会報『桐の花』<sup>41</sup>に掲載されている。高齢となった元従軍看護婦の生活保障の活動であり、彼女らの生きた証を求める活動であることが伺える一方、わずかな給付金と書状の贈呈にすら、多くの労力と煩雑な実務を経なければ顧みようともしない政府の姿勢に怒りを覚えずにはいられない。

埼玉県で「会」の活動を続けてきた津村ナミエは、次のように語った。

「1975（昭和50）年『国際婦人年』の最初の年から、元従軍看護婦の戦後補償に関する活動を始めました。戦後、中国から帰ってきた従軍看護婦は、1953年に帰った者もそれ以降に帰った者も、やっぱり就職が厳しい現実があった。中国から帰った者は、アカだっという風評みたいなものがあった、自分の希望するような大きな病院にはなかなか就職できないんです。…私が中国帰りってことは知っていましたから、警戒されていたのではないのでしょうか。労働組合つくりたり、政治活動されたりすると困るから。そんな気持ちなのに、看護婦の仕事するだけなのに。とにかく、大きな病院は希望しても無理でした。

そんな状況だから、『従軍看護婦の会』を発足したときは、1200人くらいいたんですよ。その三分の一は未婚者だった。内地で結婚した相手が戦死していたり、帰国したときには35、36歳になっていて相手がない。だいたい男の数が足りない。それは、結婚したくても結婚できない社会的未婚者だった。だから大変将来の不安があって、我われは兵隊と同じく赤紙で召集されたのだから、国も日赤も何の手を差し伸べないというのはちょっと不合理じゃないかと思った。これは自分たちで何とかしなければと運動を起こしたんです。

やっとの思いで仕事についても、中国にいた期間が長いから歳のわりには給料が低い人が多かった。年金をもらう歳になったら、年金加入期間が短いって言われてもらえなかったり、少なかったり。結局、中国にいた十数年間は、何も保障がないわけ。

兵隊さんには恩給が出て、毎年あがるんです。でも私らには何もない。慰労給付金が少しだけ。それと去年（1998年）になって感謝状。賞状もらっても生活の足しにはならない。とっくに亡くなった人もいます。だからね、これはやっぱり戦後処理をいいかげんにしてると、政府が真剣に戦争を反省していないことですよ。それと女を軽視してますよ。

政府にとっても、日赤本社にとっても、『従軍看護婦の会』は解散してほしいらしいです。でも、この会をおいておく意味はね、ただ慰労給付金を、ということではないんです。我われが戦地に行って戦争のいろんなことを見てきて、それを話すのを日赤はうんと嫌がるの。嫌がるんですよ。政府もやっぱり嫌だと思っんですね。でも、我われが言わなきゃ誰が言うの。兵隊は言わないように思っんですよ。そりゃあ、恩給もらって生活の要求はないでしょう。それにしても、兵隊が反戦活動だの戦後補償だのってあんまり聞かない。彼ら自身も人を殺しているかもしれないし、それを言うのは勇気がいるし。

私らは、兵隊じゃない仲間がたくさん死んでるの。戦争の罪悪ってというのは、言わなきゃみんな知らないでしょ。だから、これは鍵として戦争を告発する任務をもっと大切にしよう、と思っています。だから、も

40 1987（昭和62）年の国会で、吉岡吉典（日本共産党衆議院議員、当時）は「朝鮮戦争への日本人のかかわりに関する質問趣意書」の中で、「朝鮮戦争には日赤看護婦も「国連軍」看護婦として召集された。昭和二十六年九月二十六日の日赤第五十六回通常総会で島津忠承（日赤）社長は「二十五年からはじまった朝鮮事変にたいして、日赤看護婦の派遣要求があつたので（日赤）本社はこれに全面的に協力し、九州地方の各支部から第一次五十四人、第二次二十五人、第三次十七人を交替派遣し、現在六十三人が国連軍病院に勤務いたしております」と演説している。日赤看護婦韓国派遣の実態（派遣期間、人数など）と地位をあきらかにされたい。またその被害の状況もあきらかにされたい」と政府を追及している。

41 『桐の花』は1979年から2000年までの間に第14号まで発行された。第14号が最終号である。

うみんな歳だけど『従軍看護婦の会』はずっと続いているんです」<sup>42</sup>。

会員の高齢化もあって、『従軍看護婦の会』は2000年に終了することとなった。『従軍看護婦の会』は、組織的には日赤から独立した組織ではあるが、事務局は日赤救護課内におかれていた。会合には日赤社長を始め幹部も参加し双方の協力のもとに運営されていたが、『従軍看護婦の会』の解散後、日赤本社はこの事実を目立たないようにしようとする節がある。

筆者及び研究仲間の資料請求（『桐の花』のコピー）のやりとり際に際しては、応対をした日赤本社職員がこの会のことを知らず、「なぜこの会のことを知っているのか、どこから知ったのか」ということを上司から

聞かれたようであった。『桐の花』も机の奥の方から出てきたとのことだが、「個人名は塗りつぶすこと」を条件（口頭で）に送付されてきた。しかし、既に公表された資料でもあり、実名でこそ価値のある活動内容であった「従軍看護婦の会」を、日赤はなぜ隠そうとするのであろうか。送付された資料の添付書には、「『元日赤従軍看護婦の会』は、昭和54年に元救護看護婦の方々によって、自主的に発足された会であることを申し添えます」<sup>43</sup>と記されていた（傍点、筆者）。

この一件だけで判断するのは性急に過ぎるが、日赤が自らの歴史に目をつむり未来への使命を葬りつつある不安を覚える。

表3 主な戦争と従軍看護婦派遣

西暦	事象	救護員総数	死亡者総数	看護婦死亡者数	備考
1877	西南戦争	126	—	—	男性看護人、現地で初の救護活動を行う。国内陸軍予備病院にも派遣。救護員養成のため博愛者病院設立。従軍看護婦養成の準備が開始。
1894-95	日清戦争	1,396	25	4	初の女性救護員が選ばれる(当初20名)。陸軍予備病院に勤務した。
1900	北清事変	459	1	—	初めて病院船「博愛丸」「弘済丸」が使用され、銃愚案看護婦として初の海上勤務を行う。
1904-05	日露戦争	5,170	101	39	過去の実績から救護員編成の半数が女性になる。日露戦争での救護活動が、国際的に高い評価を受ける。従軍看護婦殉職者が女性として初の靖国神社合祀となる。
1911-14	第一次世界大戦	291	—	—	従軍看護婦、初の海外派遣実施。英・仏・露の戦地後方病院に勤務。優秀な成績を修める。
1918-22	シベリヤ出兵	361	3	2	第二次救護班以降を看護婦組織のみで編成。
1931-32	満州事変 上海事変	685	—	—	満州の陸軍予備病院及び病院船に派遣。
1937-45	廬溝橋事件(日中戦争) 第二次世界大戦	33,156	1,187	1,120	中国大陸、南方の野戦病院、兵站病院、病院船に勤務。 男子は兵隊、女子は従軍看護婦という構図を世論が支える。

\*派遣人員数は、当初の計画人数、実際の派遣者数、その延べ数などが混在し把握しにくい。この表では亀山美知子『近代日本看護史Ⅱ戦争と看護』p.50,58,67,96、元日赤従軍看護婦の会『日本赤十字従軍看護婦 戦場に捧げた青春』第1,2巻を使用した。

42 1999年、津村ナミエのインタビューより。

43 2006年6月2日付、救護・福祉部救護課からの添付書。文中の「従軍」及び「救護」の傍点は筆者による。ここにも「従軍ではなく救護である」と主張したい日赤本社のこだわりがあり、当事者である元従軍看護婦との温度差が現れている。

## まとめにかえて

従軍看護婦は、なぜ海外戦地へ行ったのか。西南戦争から第二次世界大戦に至る従軍看護婦派遣の道程を簡単にまとめると表3のようになる。まるで、従軍看護婦が海外戦地へ行くことを最終目標に、予め定められた課題とその克服の道程であるかのように思える。果たして、この道程を支えてきた条件とは何だったのであろうか。筆者のこれまでの研究から、次の三点を挙げてまとめにかえたい。

第一は歴史的社会的諸条件によって育まれた彼女たちの生き方であり主体的意思である。多くの手記や証言がそれを物語っている。たとえ、「従軍看護婦を目指さざるを得なかった」という消極的選択であったとしても、それ自体が歴史的社会的に規定された彼女らの意思である。

第二に、日赤内部の従軍看護婦養成及び派遣の諸制度と、それに応えてきた彼女らの力量の高さである。本来ならその力量は、国民の医療を受ける権利と健康の向上に役立てられるものであり、女性の働く権利と社会的地位向上に直結する高い力量だったであろう。

第三には、従軍看護婦という日赤の実践部隊の背後に在る巨大な意思決定機構、日赤社員制度である。日赤社員とは、日赤に出資した人々のことを指す。日赤社員制度は、日赤内部の従軍看護婦養成及び派遣の諸制度を日本赤十字社の決定として推進してきた日赤社員と呼ばれる人々の組織的制度である。日赤社員は、戦前は隣組によって組織され、今日では町内会を通じて出資し自覚のないまま社員になっている人も多い。自覚の有無に関わらず、それらの人々が代議員の選出・被選出権などを有する日赤の意思決定機構の末端に位置している<sup>44</sup>。戦前には、世論形成の一翼も担っていた<sup>45</sup>。したがって、無自覚な人々も含めて日赤社員となった多くの国民が、従軍看護婦を養成し海外戦地へ派遣する最終決定をくだすことになった。そして、彼女らの人生を翻弄し、海外戦地で死に迫いやったと言っても過言ではない。

これまで4回にわけて書いてきた「従軍看護婦派遣への道程に関する研究ノート」だが、執筆の動機は最後に言及した日赤社員制度にこそある。1945年時点で1520万人<sup>46</sup>もいた日赤社員に、この道程に対する責任が皆無とは言えないこと、この点が重要である。

そして今日、日赤社員は1227万人に達する<sup>47</sup>。すでに「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」において日赤は指定公共機関とされ、「武力攻撃事態等への対処に関し、その業務について、必要な措置を実施する責務を有する」(第6条)<sup>48</sup>と定められている。この状態を1227万社員は、どのように考えているのだろうか。もしも無関心なまま次の戦争を迎えた時、言論の自由を有する現代の1227万社員に課せられた責任は、戦前よりも遙かに重いと云わねばならない。

(あとがき)

本稿執筆にあたっては、「八路軍と従軍看護婦」研究会において、多くを学ばせていただきました。とりわけ、黒川章子氏、小椋芳子氏、小田史氏、大野幸子氏、杉原久仁子氏らによる、従軍看護婦の証言の整理、戦前の暮らし、周辺の出来事などの調査・協力に心から感謝申し上げます。

(かわぐち けいこ 本学教授)

44 日赤社員制度については、川口啓子「博愛社の組織的特徴に関する歴史的分析」日本医療経済学会『日本医療経済学会会報』(第20巻第1号/通巻63号 pp.44-69) 2001年7月、「日本赤十字社の全国組織網形成過程に関する研究-改称年度から20年間を中心として-」国民医療研究所『月刊国民医療』(No.187 / pp.19-38) 2002年12月、「町内会と日赤の奇妙な関係 あなたも私も日赤社員?」野村拓監修『日本赤十字の素顔』あけび書房 (pp.9-33) 2003年7月を参照。

45 『社史稿』第5巻 p.361, pp.315-317

日赤は、赤十字デイにむけて赤十字の標語を募集した。入選作は、戦意高揚、看護婦従軍、総決起を訴える内容が多く、1943年の標語第一位は、「決戦だ戸毎日の丸赤十字」である。1942年から戸一人社員の目標を打ち出し、各世帯に、日の丸のみならず日赤に出資した証の赤十字の札(表札のようなもの。今日ではシール)があがることを訴えている。

46 『社史稿』第5巻 p.364。1936(昭和11)年から1945(昭和20)年までで社員数は5倍に増えている。

47 <http://www.jrc.or.jp/about/org/gensei/index.html> (2006年8月27日)より。

48 平山武久「有事法制でどうなる日赤 再び戦争にかり出される道筋」野村拓監修『日本赤十字の素顔』あけび書房 (p.189) 2003年7月。